
川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家 指定管理者募集要項

目 次

指定管理者の募集について	- 2 -
1 募集の概要	- 2 -
2 対象施設.....	- 2 -
3 施設の目的.....	- 3 -
4 指定管理者が行う業務の概要	- 3 -
5 業務実施に係る基本事項.....	- 3 -
6 運営管理経費.....	- 3 -
7 業務上の注意事項	- 3 -
8 募集に関する事項	- 3 -
9 説明会参加申し込み及び問い合わせ先.....	- 5 -
10 応募者の資格	- 5 -
11 申請書類等関係書類について.....	- 6 -
12 応募における留意事項.....	- 7 -
13 指定管理者の選定方法について	- 7 -
14 選定の基準と審査項目について	- 8 -
15 指定管理者に係る手続等について.....	- 9 -
16 その他.....	- 10 -

指定管理者の募集について

川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の管理運営を行う指定管理者を下記の要領で募集する。

1 募集の概要

(1) 対象施設

川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を継続することが妥当でないと認める場合には、指定管理者の指定を取り消す場合もある。（地方自治法第244条の2第11項（昭和22年法律第67号））

(3) 指定管理者の募集及び選定

指定管理者の募集及び選定は、「川口市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第11号）」に基づき公募を行い、「川口市指定管理者候補者選定及び評価会議設置要綱」において設置される「川口市福祉部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会」（以下「専門委員会」という。）において、書類及びプレゼンテーション等による審査を実施し、川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の設置目的を最も効果的に達成することができると認められるものを応募者の中から選定する。

選定後、川口市議会の議決を経て、指定管理者として市長が指定する。

2 対象施設

(1) 名称

川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家

(2) 所在地

川口市朝日3丁目16番14号

(3) 建物概要

本業務仕様書記載のとおり。

3 施設の目的

本業務仕様書記載のとおり。

4 指定管理者が行う業務の概要

本業務仕様書記載のとおり。

5 業務実施に係る基本事項

本業務仕様書記載のとおり。

6 運営管理経費

川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の指定期間中の管理運営に要する経費として、5年間で389,941,000円を上限に支払うものとし、選考された指定管理者と協議の上年額を定め、消費税等変更があった際はその都度市と協議する。また、施設の大規模修繕費（1件税込み50万円を越えるもの）等、仕様書に定めのある事項については、市が直接執行するものとし、その他仕様書に定めのない事項については、その都度市と協議する。間接経費については必要に応じて運営管理経費として計上すること。また、光熱水費については、上下水道料金の上昇分を見込むこと。

指定管理料積算上限(5年間) : 389,941,000円

なお、この額については、川口市議会の議決により変動する場合があります。また、指定管理料の支払い方法等は、市と指定管理者が締結する協定書で定める。

7 業務上の注意事項

本業務仕様書記載のとおり。

8 募集に関する事項

(1) 募集要項の配布

令和7年6月4日（水）から障害福祉課のホームページで配布する。

(2) 説明会の開催

- ① 日 時 令和7年6月11日（水） 午前10時30分
- ② 場 所 川口市役所第一本庁舎2階 201会議室
- ③ 携 行 品 募集要項ほか申請書類等一式

- ④ 参加申込 令和7年6月9日(月)午後5時までに、障害福祉課あてメール又はFAXで参加申し込みをすること。

(※メール又はFAXの本文に下記事項を記載すること。)

- ・法人名
- ・代表者及び担当者名
- ・連絡先(電話・メールアドレス)

※申請を予定している場合は極力参加すること。

(3) 募集要項等に関する質問及び回答

令和7年6月11日(水)～18日(水)の間、募集要項等に関する質問を受付する。質問書(様式9)を川口市福祉部障害福祉課までE-mail又は書面(必着)にて提出すること。質問への回答は、令和7年6月26日(木)から川口市福祉部障害福祉課のホームページにて掲載する。

(4) 募集から業務開始までのスケジュール予定

1	募集要項等の配布(障害福祉課ホームページにて)	令和7年6月4日(水) ～7月3日(木)
2	募集要項等に関する説明会	令和7年6月11日(水)
3	募集要項等に関する質問の受付	令和7年6月11日(水) ～6月18日(水)
4	募集要項等に関する質問の回答	令和7年6月26日(木)
5	申請書の提出	令和7年6月26日(木) ～7月3日(木)
6	専門委員会による審査(プレゼンテーション)	令和7年7月22日(火)
7	選定会議による審査	令和7年9月22日(月)
8	選定結果の通知	令和7年10月～11月
9	指定管理者の議決	令和7年12月
10	告示	令和8年1月
11	指定管理者の指定・協定の締結	令和8年1月～3月
12	指定管理業務開始	令和8年4月1日(水)

(5) 申請書の提出について

令和7年7月3日(木)までに、申請書等関係書類を川口市福祉部障害福祉課へ持参すること。

(※令和7年6月25日(水)までに、提出予定日の連絡をすること。)

9 説明会参加申し込み及び問い合わせ先

川口市福祉部障害福祉課庶務係

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号 川口市役所第一本庁舎2階

E-mail 083.03000@city.kawaguchi.saitama.jp

電話 048-259-7920 FAX 048-259-7943

時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

10 応募者の資格

障害者短期入所事業を管理運営できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、川口市内に事業所を有し、福祉事業の実績のある法人等とする。

※ 原則として、川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。

ただし、次に該当する法人等は、応募者となることはできない。

(1) 法人等又はその代表者が次の税等を滞納しているもの

- ① 本市の市税、所得税又は法人税 等
- ② 消費税及び地方消費税
- ③ 本市の水道料金及び下水道使用料

(2) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定により、本市における入札参加を制限されているもの

(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し等を受けた日から起算して2年を経過しない法人等であるもの

※ ただし、その取消し等が法人等の責めに帰すべき事由の場合に限る。

(4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている法人等であるもの

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団(以下「暴力団」という。)及びそれらの利益となる活動を行う法人等であるもの

(6) 暴力団又は川口市暴力団排除条例第2条(平成24年条例第52号)に掲げる暴力団員等若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等であるもの

(7) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしているもの

(8) 労働基準監督署から是正勧告を受け、必要な措置の実施について未報告であるもの

(9) その他市長が不相当と認めるもの

なお、共同事業体（コンソーシアム）・共同企業体（JV）の場合には、代表法人等が応募者の資格を全て満たし、構成法人等は応募者の資格の（１）～（９）に該当しないものであること。また、応募時に「共同事業体協定書」を提出し、選定後協定締結時まで、代表法人等及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。

1 1 申請書類等関係書類について

(1) 申請書類

申請しようとするものは、次に掲げる書類又は、それに順ずる書類を正１部、副７部（副は複写可）の計８部、及びデジタルデータと併せ提出すること。なお、手書きによる作成は認めない。

- ① 指定管理者指定申請書（様式１）
- ② 事業計画書（様式２－１～２）
- ③ 収支計画書（様式３）
- ④ 財務の状況を示す書類
 - ア 事業報告書（申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度のもの）
 - イ 貸借対照表（過去３年分）
 - ウ 収支計算書（過去３年分）
 - エ 財産目録（過去３年分）
 - オ 財務分析表（様式４）
- ⑤ 団体及びその代表者に関する書類（様式５）
 - ア 定款又は寄附行為、規約、その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
 - イ 法人の場合に限り登記事項証明書（申請日前３カ月以内に発行のもの、写し可）
 - ウ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）（申請日前３ヶ月以内に発行のもの、写し可）
 - ※ 法人以外の団体にあつては、代表者の申告所得税と消費税（地方消費税を含む）の納税証明書（その３の２）
 - ※ 未納の税額がないことの証明を要件としており、納税額等の証明は必要ない
- ⑥ 市税等納付・納入状況調査同意書（様式６）
 - ※ 法人以外の団体にあつては、代表者の同意書
- ⑦ 従業員の服務及び給与に関する規定を記載した書類
- ⑧ 労働環境調書（様式７）
- ⑨ 会計に関する規則や就業規則
- ⑩ 前事業年度の監査に関する報告書
- ⑪ 誓約書（様式８）
- ⑫ 共同事業体協定書（共同事業体での応募の場合のみ（任意様式））

(2) 申請書類の規格

- ① 「指定管理者指定申請書（様式1）」「事業計画書（様式2-1～2）」「収支計画書（様式3）」「財務分析表（様式4）」「団体及びその代表者に関する書類（様式5）」については、Word 及び Excel のデータを併せて提出（メール）すること。
(E-mail 083.03000@city.kawaguchi.saitama.jp)
※ 必要書類に不備がある場合は、受付できない場合がある。
- ② 提出書類の紙質等について特に指定はないが、規格は、出来合いのパフレット等を除き A4 版（縦型を原則）とし、A4 版以外の規格を使用した場合は、A4 版に折り込むこと。
- ③ 使用文字は、MS 明朝、又は MS ゴシックを原則とすること。
- ④ 提出書類の作成にあたっては、文書による表現を基本とし、文書を補足するための表、図等を用いること。

1 2 応募における留意事項

- (1) 申請 1 団体（グループ）につき、申請書類の提出は 1 組とし、複数提案は認めない。
- (2) 提出された書類は、明らかな誤りや軽微な修正を除き、その内容の変更は認めない。
- (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合、募集要項に定める手続きを遵守しない場合は、失格とする。
- (4) 募集要項等の公開日以降、説明会等、市が提供する機会を除き、選考委員、川口市職員その他本件関係者に対して、本件提案に関する（質疑を含む）接触を禁止する。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格とする。
- (5) 申請書類は、理由の如何を問わず返却不可とする。
- (6) 申請に関して必要となる費用は申請者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、川口市情報公開条例（平成 12 年条例第 49 号）の対象となり情報公開の請求により、公開されることがある。
- (8) 川口市が必要と認めるときには、追加書類の提出を求める場合がある。
- (9) 申請書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式 10）を提出すること。なお、辞退後の再申請は認めない。

1 3 指定管理者の選定方法について

(1) 指定管理者選定方針

指定管理者の候補者の選定は、提出された申請書に基づき川口市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条に定める選定基準に照らし、学識経験を有する者で構成する「川口市指定管理者候補者選定及び評価会議」（以下「選定及び評価会議」という。）等において事前

に意見を聴取した上で総合的に審査し、川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の設置目的を最も効果的に達成することができるものと認められるものを応募者の中から選定する。

(2) 指定管理者候補者の選定方法

選定にあたっては、選定及び評価会議及び専門委員会を設置し、指定管理者の候補者及び第二位の候補者等を選定する。

選定後、指定管理者の指定は、川口市議会の議決を経て、指定管理者として市長が指定する。

なお、指定管理者の候補者が協議により指定の合意に達しなかった場合、また、指定後に取り消しとなった場合については、第二位順位者と協議を行い、その後の議会での議決を経て指定することになる。

また、申請者が1団体であっても選定及び評価会議及び専門委員会で審査し、指定管理者の候補者としての適否を判断する。

なお、選定及び評価会議及び専門委員会は非公開とする。

1 4 選定の基準と審査項目について

選定は川口市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の選定基準に照らし、川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の目的役割等を十分に理解し、障害者等の心身の健康保持並びに障害者及びその家族の生活の安定の場として施設運営が適切に行われ、かつ、施設運営における運営理念・方針、法人等運営、財産管理、施設運営管理等を合計100点で総合的に評価して選考する。

(1) 選定基準

- ① 川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家を利用しようとするかたの平等な利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の効用を最大限に発揮されるものであること。
- ③ 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う人的及び物的な能力を有するものであること。
- ④ 収支計画の内容が川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の管理経費の縮減が図られるものであること。
- ⑤ 関係法令を遵守し、適正に公の施設の管理運営を行うことができること。

(2) 審査項目及び配点

審査項目	審査内容	主な審査箇所	配点
1 川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の運営方針について	① 川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の運営の理念と希望する理由	事業計画書（様式2-1）	10点

2 川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家を利用するかたの平等な利用の確保について	① 利用者の対応について ② 職員の配置について	事業計画書（様式2-1） 事業計画書（様式2-2）	20点
3 施設の効果について	① 川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家の目的を達成するための考え方について ② 市民に対する関連情報の提供方法について	事業計画書（様式2-1）	20点
4 事業計画に沿った管理を行う人的及び物的な能力について	① 専門知識や利用者への指導能力の育成について ② 地域の福祉ニーズの把握、苦情等の対応等、事業運営における改善について	事業計画書（様式2-1） 事業計画書（様式2-2） 労働環境調書（様式7）	20点
5 管理経費の縮減について	① 運営経費の有効かつ効果的な活用方法について ② 適正な経費について	事業計画書（様式2-1） 収支予算書（様式3） 労働環境調書（様式7）	20点
6 応募法人の現状等について	① 法人の運営事業や福祉施設運営の実績及び財務状況等について	事業計画書（様式2-1） 財務分析表（様式4） 団体（法人）の概要（様式5） 労働環境調書（様式7）	10点
合計得点			100点

15 指定管理者に係る手続等について

(1) 仮協定の締結

市長は、指定管理者の候補者の選定後、その候補者と仮の協定を締結する。

(2) 協定の締結

市長は、議会の議決後、指定期間に関する事項、市が支払うべき管理に要する費用に関する事項、公の施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項、業務の範囲に関する事項、管理の基準に関する事項等について協定を締結する。

16 その他

- (1) この要項に記載のない事項については、市との協議によるものとする。
- (2) 指定期間の終了もしくは、指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引継ぐ場合は、円滑に管理業務を遂行できるように引継ぎを行うこと。
- (3) 指定期間の終了もしくは、指定の取消しの際は、現状復帰し、市、または次期指定管理者に建物等を引き渡すこと。